

# 4月以降の主な検討事項(案) 及びスケジュール(案)

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和4年4月15日

- ✓ 昨年11月の第1回会合以降の検討結果を取りまとめ、令和4年3月31日に論点整理を公表。
- ✓ 本年夏頃の取りまとめに向け、4月以降に集中的に検討すべき主な事項としては、以下のものが考えられる。

## 【論点2】 放送ネットワークインフラの将来像

- 放送設備の共用化
  - ・中継局等設備の共用化の更なる推進
  - ・「共同利用型モデル」(特定の事業者等が複数の放送事業者の放送ネットワークインフラの保有・維持管理を行うモデル)の可能性
  - ・NHKと民間放送事業者が協力してインフラの保有等を行う企業体の可能性
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替
  - ・「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」からの報告(本年6月頃予定)を受けた検討
- マスター設備の効率化
  - ・機器間接続のIP化、一部機能の集約化・クラウド化の可能性

## 【論点3】 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

- テレビを保有・視聴しない者へのリーチの在り方
- 放送に準じた役割を担う取組を行う配信サービスを後押しする仕組(公共的な取組を進める者に対してインセンティブを付与するような方法)
- 広く普及しているプラットフォームにおいて、公共的役割を担うコンテンツがより視聴されるための取組

## 【論点4】 デジタル時代における放送制度の在り方

- 公共放送におけるインターネット配信の制度的位置付け(NHKネット配信社会実証の検証を含む。)
- ブロードバンドによる代替を行った場合に必要となる制度の在り方(あまねく受信義務(放送法第20条第5項)・あまねく受信努力義務(同法第92条)等)
- 放送設備の共用化や「共同利用型モデル」を受けた認定・免許、安全・信頼性基準等の制度の在り方



第1回会合  
(令和3年11月8日)  
資料1-5

# 放送の将来像と制度の在り方 に関する論点(案)

- ✓ 動画配信サービスの伸長等により、通信と放送の区分が意識されなくなる中で、放送が引き続き果たしていくべき意義・役割とは何かについて、改めて整理すべきではないか。

## [例]

### 1. 放送の特性

- 輻輳による障害発生がない
- 即時性が高く、広く面的にカバー可能
- 設備の冗長化・強靱化による高可用性

### 2. 放送の公共性

- 健全な民主主義の発達への寄与
- NHKと民間放送事業者の二元体制による放送のあまねく全国への普及

### 3. コンテンツの信頼性

- フェイクニュース(偽情報)が問題化する中での正確性・公平性
- 番組準則(放送法第4条)、番組基準の策定(同法第5条)、放送番組審議機関の設置(同法第6条)等の制度
- 災害情報や地域情報の伝達手段としての重要性

✓ 地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等、放送ネットワークインフラの将来像について、関係者間で認識の共有を進め、取り得る選択肢を示すべきではないか。

※次期更新は、放送事業者によって異なるものの、概ね2020年代後半頃からと想定される。

## 【例】

### 1. 小規模中継局(ミニサテライト局等)

#### (1) 設備共用

- 設備共用の現状と課題
- 設備の保有・運用主体
- モデル地域ごとの費用シミュレーション

#### (2) ブロードバンド等による代替の可能性

- 代替のメリット・課題
- ブロードバンド等の機能・品質要件
- 具体的な代替手段(光ファイバ、CATV、4G、5G等)と設備構成イメージ
- モデル地域ごとの費用シミュレーション
- その他課題(受信者対策、財源等)

### 2. マスター設備

- マスター設備の現状と課題
- クラウド化等の技術革新を踏まえた運用形態の在り方
- 新たな運用形態において遵守すべき基準、機能要件
- 設備の保有・運用主体
- モデルパターンごとの費用シミュレーション

### 3. 条件不利地域において再放送を行う ケーブルテレビや共聴施設への対応

- 共聴施設等の維持に係る課題
- ブロードバンド等による代替

- ✓ 一部の放送事業者において進められている放送コンテンツのインターネット配信について、今後、どのように推進していくべきか。

## 【例】

- デジタル時代における放送コンテンツのインターネット配信の位置付け・意義
- 災害放送の同時配信
- ローカルコンテンツ、信頼性の高い情報等の配信
- 配信プラットフォームの在り方、テレビチューナー非搭載機器の登場を踏まえた対応
- ローカル局によるインターネット配信の促進
- インターネット配信に係る人材育成支援
- 視聴データの活用方策※
- テレビを保有していない者等を対象としたNHKネット配信社会実証の評価

※ 視聴データの活用とプライバシー保護の両立を目指したルールの在り方については、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」において検討中。

- ✓ 論点1から論点3までの検討を踏まえ、デジタル時代において、放送が引き続き社会的役割を果たしていくためには、放送法令等の制度においてどのような手当が必要か。

## [例]

### 1. 放送設備の柔軟な整備・運用に対応した制度の在り方

○放送設備の柔軟な整備・運用を可能とする認定・免許制度やそれに対応した安全・信頼性の確保の在り方

### 2. 放送のユニバーサルサービスの在り方

○NHKのあまねく受信義務(放送法第20条第5項)及び基幹放送のあまねく受信努力義務(放送法第92条)の達成水準や達成手段等の在り方

### 3. マスメディア集中排除原則の在り方

○放送の多元性・多様性・地域性に留意した上での経営の自由度を高めるための在り方

### 4. 経営基盤強化計画認定制度の在り方

○経営基盤強化計画認定制度におけるテレビジョン放送の取扱い

※現在は、ラジオの放送対象地域(AMラジオの三大広域圏を除く。)が指定放送対象地域として指定されている。

### 5. 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

○NHKのインターネット活用業務の法的位置付け